

平成二十七年四月二十四日受領
答弁第一九八号

内閣衆質一八九第一九八号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、御指摘の者の行動の自由が著しく制限されている事態を憂慮し、大韓民国政府に対し、本件をめぐる我が国の懸念を様々な形で累次にわたり伝達し、適切な対応を求めてきたところであり、御指摘の「出国禁止措置が解除されたこと」については、当然のことと考えているが、御指摘の者の公判が係属していることに変わりはなく、大韓民国政府に対し、適切な対応を引き続き求めていく考えである。

二について

お尋ねの「窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、主として外務省から大韓民国外交部を通じて大韓民国政府に対し、本件をめぐる我が国の懸念を様々な形で累次にわたり伝達し、適切な対応を求めてきたが、外交上のやり取りの詳細については明らかにすることは差し控えたい。